

# 平成17年度事業報告

## 第1 被害者支援事業

1 電話相談 月曜日～金曜日 10:00～16:00

電話相談受案件数

	17年度
殺人	1
交通事故	27
強姦	1
その他性被害	5
暴行傷害	9
D V	4
財産(多額等)	13
ストーカー	2
住居侵入	0
その他	136
計	198

【平成17年度】

○ 男女別

- ・女性 61%
- ・男性 39%

○ 地域別

- ・秋田市 32%
- ・県南 12%
- ・県北 9%
- ・中央 7%
- ・不明 40%

※ 「その他」は、精神的問題、家族問題、架空請求等

2 面接相談 4回

法律相談 4回 (金銭トラブル、交通事故、契約関係等)

3 直接的支援 23回

- ① 付き添い等 17回 (カウンセリング、調停、検察庁、裁判所、警察等)
- ② 情報提供 6回 (支援内容の説明、医療機関の紹介等)

※ 特別支援事業も直接的支援に含まれる

4 自助グループ支援

秋田交通死亡事故被害者の会(遺族)への支援。

毎月1回(第4日曜日)開催。スタッフの派遣、会場提供、会場設定、開催案内等。

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	6月19日	移動自助グループの開催 大仙市サンクレア	支援員3名
2	9月21日	秋の全国交通安全運動「交通安全ふれあい広場」 パネル展示 秋田駅前アゴラ広場	支援員3名
3	10月20日	内閣府支援事業自助グループ立ち上げ支援事業 都銀行別館9階会議室	自助参加者、検察庁、警察関係者 センター関係者等/17名
4	11月13日	フルートコンサート開催 ジョイナス	自助参加者、警察関係者、センタ ー関係者/14名
5	11月27日	犯罪被害者基本法制定記念全国大会 東京都 丸ビルホール	自助参加者2名
6	3月10日	移動自助グループの開催 能代市 能代山本広域交流センター	支援員3名

第2 研修事業

1 支援員研修

(1) 定例研修 毎月第4水曜日 講師による講義及び事例検討等。

(2) 直接支援員研修

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	5月6日 ・5月11日	演題 特別研修犯罪被害者等早期援助団体について 講師 秋田県警察本部犯罪被害者対策室	29名
	5月28日	演題 犯罪被害者の視点にたった支援 講師 大場精子氏(社)みやぎ被害者支援センター事務局長	23名
2	7月8日	演題 全国被害者支援ネットワークの歩み 講師 山上皓氏(全国被害者支援ネットワーク代表)	18名
3	9月14日	施設見学及び講義 秋田県精神保健センター、秋田県リハビリテーション・精神医療センター、秋田刑務所	15名
4	11月30日 午前10時～ 午後5時	演題 警察の被害者支援 講師 秋田県警察本部犯罪被害者対策室 演題 犯罪被害給付制度 講師 秋田県警察本部犯罪被害者対策室 演題 刑事手続きと性犯罪被害者 講師 秋田県警察本部捜査第一課 演題 少年事件被害者への支援について 講師 秋田県警察本部少年課 演題 総合電話相談について 講師 秋田県警察本部広報広聴課 演題 交通事故被害者への支援について 講師 秋田県警察本部交通指導課	13名 (支援員、実習生、5期生)
5	12月7日	裁判所見学 秋田地方裁判所 検察庁の被害者支援、見学 講師 秋田地方検察庁被害者支援員	12名 (支援員、実習生、5期生)
6	12月14日	演題 弁護士について 講師 内藤徹氏(センター副理事長) 演題 ボランティアの倫理 講師 船山静子氏(センター副理事長)	11名 (支援員、実習生、5期生)
7	12月21日 午前10時～ 午後5時	演題 支援者の二次受傷とメンタルヘルス 講師 秋田県警察本部犯罪被害者対策室 演題 被害者支援センター支援員の活動上の留意点 講師 舩屋一(センター事務局長) 演題 女性被害者への支援 講師 秋田県女性相談所 演題 危機介入 講師 大波幸美氏(秋田県臨床心理士会 臨床心理士) 演題 被害者の心身症状(PTSD等) 講師 伏見雅人氏(秋田県精神保健センター所長) 演題 児童虐待被害者への支援 講師 秋田県中央児童相談所	13名 (支援員、実習生、5期生)
8	2月15日	メンタルケアと対話について 講師 安藤幸男氏(安藤幸男教育研究所所長)	13名(支援員、実習生、5期生)

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
9	3月1日	演題 構成的エンカウンター 講師 曾山和彦氏	10名(支援員、 実習生、5期生)
10	3月15日	演題 カウンセリング 講師 寺田誠氏(寺田心理教育研究所所長)	10名(支援員、 実習生、5期生)

<県外研修>

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	6月28日～ 7月1日	第1回東北ブロック直接的支援セミナー仙台市	管理局長 支援員1名
2	7月11日～ 7月14日	第7回直接的支援セミナー東京都	支援員1名
3	11月14日 ～11月17 日	第8回直接的支援セミナー東京都	支援員2名

(3) 全国研修

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	10月2日	全国被害者支援ネットワーク2005年秋期全国研修会 東京都 日本財団	3名
2	10月3日	全国犯罪被害者支援フォーラム2005 東京都 有楽町朝日ホール	2名
3	2月17日 ～2月18日	全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会 和歌山市 和歌山県民文化会館	4名

2 ボランティア支援員養成講座

- (1) 初級編 10月26日～12月21日 6日間20時間  
5期生ボランティア支援員養成講座(初級編) 受講生3名
- (2) 中級編 2月1日～3月29日 5日間20時間  
5期生ボランティア支援員養成講座(中級編) 受講生3名
- (3) 上級編  
毎月第4水曜日 4期生ボランティア支援員養成講座(上級編) 受講生5名  
裁判傍聴実習を含む実務研修及び毎月第4水曜日定期的な研修

第3 広報啓発事業

(1) リーフレット、広報誌等の発行

相談活動リーフレット	20,000部
直接支援リーフレット	3,000部
賛助会員募集リーフレット	20,000部
広報紙支援センターだより 第5号	10,000部
広報紙支援センターだより 第6号	38,000部
センターチラシ	15,000部
ホームページのリニューアル アクセス件数	7,000件

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	4月	全県地域安全ネットワーク チラシ5,500部配布	
2	5月10日～ 5月19日	募金箱設置23カ所県内各警察署訪問 リーフレット900部 チラシ4,200枚 カード850部	事業局長
3	9月11日	「警察相談の日」広報活動(秋田駅前アゴラ広場) 募金活動、センターリーフレットの配布	管理局長 支援員1名
4	9月16日	センターだより5号発送 879通送付	
5	10月	犯罪被害者支援の日キャンペーン 県広報誌「あきた新時代9月号」(全戸配布) フリーダイヤルの実施(10月3日～10月31日) 期間中相談3件	
6	10月 1日	犯罪被害者支援の日キャンペーン 秋田駅ポポロード センターリーフレット2,000部、全国リーフレット2,000部配、布募金活動の実施	なまはげ、ボランティア、警察 関係者、センター関係者35名
7	10月 7日	本荘ロータークラブ・本荘南ロータークラブ 例会 講師派遣 由利本荘市 小園旅館	30名
8	10月 8日	公開講座 能代市 能代山本広域交流センター 演題「地域で支える被害者」講師 佐藤理事長 演題「性犯罪被害者への心理的支援～家族・地域とともに～」 講師 井上栄子氏(秋田県警察本部犯罪被害者対策室臨床心理士)	48名
9	10月15日	第22回東北北部三県警察音楽隊演奏会 秋田市 秋田県民会館 賛助会員募集リーフレット1,600部、広報紙1,600部配布、募金活動の実施	支援員4名 1,600名
10	10月	秋田被害者支援センターへの支援要請及び市町村 条例説明29市町村訪問	事務局長 事業局長
11	10月22日	公開講座 由利本荘市 本荘公民館 演題「地域で支える被害者」講師 佐藤理事長 演題「性犯罪被害者への心理的支援～家族・地域とともに～」 講師 井上栄子氏(秋田県警察本部犯罪被害者対策室臨床心理士)	65名
12	11月 8日 ～11月9日	「ハーモニーフェスティバル」秋田市 アトリオン 活動紹介及び展示 リーフレット100部 広報紙50部	管理局 支援員1名
13	3月	センターだより6号発行 846通送付	
14	3月18日	犯罪被害者支援フォーラム 秋田市 ふきみ会館 演題「被害者遺族の心情」 講師 山内久子氏(秋田看護福祉大学看護福祉学部教授)	68名

#### 第4 調査研究活動

##### (1) 全国被害者支援ネットワーク

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	11月26日	犯罪被害者基本法制定記念全国大会 銀座周辺街頭行進 東京都	支援員1名
2	11月27日	犯罪被害者基本法制定記念全国大会～いのち・き ぼう・未来～ 東京都 丸ビルホール	管理局長 支援員1名
3	11月28日	日本財団、全国被害者支援ネットワークを訪問	管理局長
4	12月9日～ 12月10日	内閣府自助グループ立ち上げ支援継続研修 東京都 東京医科歯科大学難治疾患研究所	支援員2名
5	2月 1日	全国事務局長会議 東京都 東京医科歯科大学	管理局長

(2) その他

① 秋田県被害者支援連絡協議会

・秋田県犯罪被害者等支援基本計画（仮称）に関する研究部会 3回開催  
部会員 佐藤理事長、内藤副理事長、事務局長

・10月 6日 性犯罪問題研究部会 事例発表 支援員1名

・11月11日 秋田県被害者支援連絡協議会総会 活動報告 事務局長

② 日本司法センターに関する意見交換会（プレ地方協議会）2回開催 事務局長

③ 秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会  
5回開催 支援員1名委員派遣

第5 その他

① アピュイシンポジウムへの協力

7月9日～10日（秋田市文化会館小ホール）支援員3名派遣

② （社）被害者支援都民センターと（社）秋田被害者支援センターの懇談会

10月21日（北都銀行別館9階会議室）

都民センター関係者、警察関係者、センター関係者／14名参加

③ 定例事業連絡会 毎月第1金曜日開催

<講師派遣>

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	7月11日	由利本荘地区被害者支援連絡協議会 由利本荘市 由利本荘警察署 講師派遣1名	30名
2	8月 9日	警察学校被害者支援専科 センター視察及び講義 秋田市 北都銀行別館9階会議室 講師派遣2名	受講生17名
3	9月30日	秋田刑務所職員に対する講演 秋田市 秋田刑務所 講師 事務局長	100名
4	10月 3日	五城目地区被害者支援連絡協議会 五城目町 五城目警察署 講師派遣1名	30名
5	3月 4日	秋田刑務所贖罪教育講演 秋田市 秋田刑務所 講師 佐藤理事長	70名
6	3月30日	秋田臨港地区保護司会 秋田市 土崎公民館 講師派遣1名	40名

<センター視察>

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	6月13日	アピュイ飯島京子代表他、秋田交通事故遺族の会 代表三浦芳子来所	4名
2	6月14日	宮崎県警被害者対策室、宮崎被害者支援センター 大塚センター長	3名
3	7月 8日	全国被害者支援ネットワーク 山上会長、奥田事 務局長代理	2名
4	7月11日	広島被害者支援センター 土井事務局長、新理事	2名
5	7月11日	ひょうご被害者支援センター 高松理事	1名
6	8月 2日	久留米大学医学部 前田正治講師	1名
7	8月 8日	日本財団 菅井、田代	2名
8	11月11日	慶應義塾大学 太田達也教授	1名
9	11月18日	鹿児島被害者支援センター 猪俣センター長	1名
10	1月26日	全国被害者支援ネットワーク渡辺事務局長、奥田	2名

<その他>

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	4月 1日	犯罪被害者等早期援助団体指定書交付式 秋田市 秋田県警察本部	佐藤理事長、内藤副理事、船山副 理事長、事務局長、管理局長
2	4月28日	増田地区安管協会、増田地区事業主寄付金贈呈式 横手市 横手警察署	事務局長 支援員1名
3	4月28日	大仙警察署警務課長伊藤治喜氏へ感謝状贈呈式 大仙市 大仙警察署	事務局長 支援員1名
4	6月 8日	振込手数料無料扱いについてお願い 秋田銀行、北都銀行	事務局長
5	6月16日～ 6月17日	特定公益増進法人関係視察 京都市 京都府警、京都被害者支援センター	事業局長
6	9月 4日	犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見募 集会 仙台市 仙台市市民サポートセンター	事務局長 管理局長
7	11月17日	第38回更生保護研修大会 秋田市 文化会館	船山副理事長
8	11月25日	町村会幹事会法令外負担金の申請ヒアリング 秋田市 町村会館	管理局長
9	12月 9日	公益法人会計セミナー 秋田市 秋田県社会福祉会館大会議室	管理局長
10	1月26日	各警察署の窓口募金贈呈式 秋田県警察本部高橋 警務課長他4名来所 秋田市 センター研修室	事務局長

第6 会議

No	開催日時	内容・会場等	参加人員等
1	5月28日	平成17年度第1回理事会(ふきみ会館)	6名
2	5月28日	平成17年度第1回通常総会(ふきみ会館)	23名
3	3月18日	平成17年度第2回理事会(ふきみ会館)	6名
4	3月18日	平成17年度第2回通常総会(ふきみ会館)	22名

## 平成18年度事業計画

1 方針  
 社団法人秋田被害者支援センターは、犯罪等の被害者及びその遺族等に対し、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

### 2 事業

事業名	事業項目	内容
第1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	<p>(1) 被害者に対し、被害者支援員が面接、付き添い及び支援に必要な関係機関の紹介などの活動を通じて、被害者の負担の軽減と早期立直りに資する活動を推進する。また、物品の供与又は貸与、損害賠償請求の支援を行う。                      (定款 第4条 第2号)</p> <p>(2) 特別支援事業                      犯罪被害者等は、再び危害を加えられるのではないかと恐怖や不安を抱いている。特に性犯罪の被害者やストーカー行為等の被害者は、身体的にも精神的にも極めて重い被害を受けているほか、犯罪により居住地に居住することが困難になり転居余儀なくされたり、性病検査費、妊娠検査費、治療費等の経済的負担を強いられていることから、支援センターが被害者が負担している費用について一人10万円を限度に補助する。                      (定款 第4条 第3号)</p> <p>(3) 犯罪被害者等給付金の申請手続きの補助を行う。                      (定款 第4条 第4号)</p>
	2 電話相談活動の推進	<p>被害者からの電話相談を                      専用電話 018-832-8010                      (フリーダイヤル 0120-62-8010)                      開設日 月曜日～金曜日                      (祝日、年末年始を除く)                      開設時間 午前10時～午後4時                      (定款 第4条 第1号)</p>
	3 面接相談活動の推進	<p>弁護士、精神科医、臨床心理士に相談委員を委嘱し、専門的立場から相談に応じる。                      予約制 (定款 第4条 第1号)</p>
	4 被害者自助グループ支援	<p>被害者同士が集う自助グループにおいて、被害態様別により多くの被害者が集えるよう支援活動を推進する。                      (定款 第4条 第5号)</p>
第2 研修事業	1 被害者支援員研修	<p>支援員が、被害者の置かれている立場と心情への理解を深め、被害者要望への対応能力の向上を図るため、毎月第4水曜日に支援員研修を開催するほか、各種研修などの活動を推進する。                      (定款 第4条 第7号)</p>
	2 新規支援員の養成のための養成講座	<p>一般公募による支援員の募集活動と養成講座を開講し、電話相談、直接的支援に必要な能力を養成する。                      (定款 第4条 第7号)</p>

事業名	事業項目	内容
第3 広報啓発事業	1 広報啓発事業	(1) 社会における被害者支援意識の向上を図るため、機関紙、リーフレット、ホームページ等による情報発信や、マスメディア等を活用した事業の推進状況等の広報を積極的に推進する。 (定款 第4条 第9号)
		(2) 「犯罪被害者支援の日キャンペーン」本県を含む全国の被害者支援センターで組織する全国被害者支援ネットワークが平成15年より、毎年10月3日を「犯罪被害者支援の日」に指定し、加盟センターや社会斉に犯罪被害者の置かれている実情や社会全体による支援の必要性を広く国民の皆様に理解していただく取り組みを実施する。 (定款 第4条 第9号)
		(3) フォーラムの開催 講師を招聘した講演会を開催し、被害者意識の高揚を図る。 (定款 第4条 第9号)
		(4) 犯罪被害者週間 11月25日～12月1日犯罪被害者週間に基づき犯罪被害者の置かれている実情や社会全体による理解と配慮、協力が必要なことを広報啓発活動を通じて実施する。 (定款 第4条 第9号)
	2 賛助会員の拡大	社会の広範囲な層に対する被害者支援意識の浸透に努め、新規会員の拡大を図る。 (定款 第4条 第10号)
第4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	(1) 全国被害者支援ネットワークおよび加盟団体との連携を深め、被害者実態に関する情報交換を行い、被害者実態に対応した施策を推進する。 (定款 第4条 第8号)
		(2) 全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修会への参加 (定款 第4条 第8号)
	2 関係機関連携活動	(1) 県、市町村、警察、秋田県被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体との連携を深め、継ぎ目のないいつでもどこでも被害者等が情報やサービスを受けることが出来る体制作りを強化する。 (定款 第4条 第8号)
		(2) 秋田県犯罪被害者等支援基本計画における市町村等の総合的対応窓口担当者等への研修会を開催し、相談活動への支援を行う。 (定款 第4条 第8号)
	3 被害者実態に関する調査研究	警察、秋田県被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体との連携を深め、被害者実態に関する情報交換、被害者実態の調査研究を推進する。 (定款 第4条 第8号)
第5 その他の事業	1 総会	前年度の事業及び決算報告と当年度の事業計画及び予算、役員改選等に関する事項。 (定款 第4条 第10号)
	2 理事会	総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。 (定款 第4条 第10号)